⑹　入札方法　上記１⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額は、上記１⑵の件名ごとに各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（月額）を記載すること。(小数点以下を含むことができる。)

落札の決定は、当機構が提示する予定使用電気量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

また、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　該当年度の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の競争参加資格または国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。

⑷　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。

⑸　警察当局から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準じるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒914―8585 福井県敦賀市木崎65―20　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　敦賀事業本部　業務管理部　調達課　ＴＥＬ 0770―21―5025

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から機構ホームページ（入札情報等）又は上記３⑴の問合せ先にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない。

⑷　入札・開札の日時及び場所

①　平成28年２月24日午後１時30分

②　平成28年２月24日午後２時00分

③　平成28年２月24日午後２時30分

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敦賀事業本部事務所　３階　第２会議室

４　電子入札システムの利用　本件は、日本原子力研究開発機構電子入札システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

５　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に求められる義務　この一般競争入札に参加を希望する者は、封かんした入札書の他に、当機構の交付する入札説明書に定められる入札仕様書等及び証明書等を入札書説明書に定められた期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、開札日の前日までの間において、仕様書及び必要な証明書等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　その他詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Michihiko Murasawa, Director of Administration Department, Tsuruga Head Office of Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the Products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　Electricity to use in Prototype Fast Breeder Reactor Monju of Japan Atomic Energy Agency 88,008,480kWh

②　Electricity to use in Fugen Decommissioning Engineering Center of Japan Atomic Energy Agency 34,430,400 kWh

③　Electricity to use in Monju Project Management and Engineering Center of Japan Atomic Energy Agency 1,209,000 kWh

⑷　Delivery period : from 1 April 2016 to 31 March 2017

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall

a）not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

b）not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

c）have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency or through Single qualification for every ministry and agency,

d）not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department ,Japan Atomic Energy Agency.

⑺　Time limit for tender :

①　1 : 30 PM, 24 February 2016

②　2 : 00 PM, 24 February 2016

③　2 : 30 PM, 24 February 2016

⑻　Contact point for the notice : Purchase section, Administration Department, Tsuruga Head Office, JAEA, 65―20 Kizaki Tsuruga-shi Fukui-ken 914―8585 Japan. Tel 0770―21―5025

○第 28―4402― 2 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

Ａ　技術情報環境の維持・最適化作業　一式

Ｂ　耐震・構造評価及び自然現象評価に係る各種システム運用と計算機関連業務　一式

Ｃ　もんじゅの各種システム運用と計算機関連業務　一式

Ｄ　「もんじゅ」プラント保全技術開発業務　一式

Ｅ　ナトリウム及び格納容器の安全評価技術開発業務　一式

Ｆ　ＦＢＲ安全評価技術開発業務　一式

Ｇ　技術情報管理に係る各種システム運用と計算機関連業務　一式

Ｈ　ふげん計算機システム等の運用業務　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　契約期間

Ａ～Ｇ　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで

Ｈ　平成28年４月１日から平成31年３月31日まで

⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法

①　総価で行う。

②　落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条項中、特別の理由のある場合に該当する。